

グループホーム運営費補助事業【概要】

(1) 事業内容

医療的ケア等が必要な重度障害者を受け入れるために、看護師を配置又は生活支援員を基準以上に加配しているグループホームに対し、国の報酬に上乘せして予算の範囲内で補助金を交付します。

【看護師配置に対する補助の対象事業所】

- ・ 看護職員配置加算の対象として市長に届け出ている市内の共同生活援助事業所
- ・ 市が支給決定を行った重度障害者が1人以上入居していること

【生活支援員配置に対する補助の対象事業所】

- ・ 重度障害者支援加算の対象として市長に届け出ている市内の共同生活援助事業所
- ・ 市が支給決定を行った重度障害者が1人以上入居していること

(2) 補助額

補助額については、要綱別表第2によります。

別表第2（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額																						
看護師配置に対する補助	常勤看護師の配置に要する人件費（共同生活住居に係る業務に要するものに限る。）	次の各号に定める額のいずれか低い額 (1) 常勤看護師1名相当分の年間の人件費から看護職員配置加算の年額を差し引いた額に2分の1を乗じた額 (2) 125万円																						
生活支援員を基準以上の加配に対する補助	重度障害者を受け入れるために加配した生活支援員に要する人件費（共同生活住居に係る業務に要するものに限る。）	次の表の左欄に掲げる、重度障害者支援加算に適合しているものとして市長に届け出た員数から従業者の員数及び0.1を減じた員数（同表において「算出された員数」という。）に応じ、同表右欄に掲げる額 <table border="1"><thead><tr><th>算出された員数</th><th>補助金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人以上</td><td>1,040,000円</td></tr><tr><td>0.9人</td><td>936,000円</td></tr><tr><td>0.8人</td><td>832,000円</td></tr><tr><td>0.7人</td><td>728,000円</td></tr><tr><td>0.6人</td><td>624,000円</td></tr><tr><td>0.5人</td><td>520,000円</td></tr><tr><td>0.4人</td><td>416,000円</td></tr><tr><td>0.3人</td><td>312,000円</td></tr><tr><td>0.2人</td><td>208,000円</td></tr><tr><td>0.1人</td><td>104,000円</td></tr></tbody></table>	算出された員数	補助金の額	1人以上	1,040,000円	0.9人	936,000円	0.8人	832,000円	0.7人	728,000円	0.6人	624,000円	0.5人	520,000円	0.4人	416,000円	0.3人	312,000円	0.2人	208,000円	0.1人	104,000円
算出された員数	補助金の額																							
1人以上	1,040,000円																							
0.9人	936,000円																							
0.8人	832,000円																							
0.7人	728,000円																							
0.6人	624,000円																							
0.5人	520,000円																							
0.4人	416,000円																							
0.3人	312,000円																							
0.2人	208,000円																							
0.1人	104,000円																							

(3) その他

- ・ 平成31年4月1日から事業を実施します。
- ・ 予算の範囲内で補助金を交付します。そのため、申請が多い場合は交付申請額を下回る額となる場合があります。